資料１

東日本大震災による船員保険関係の被害状況及び対応状況

１．大震災による船員保険関係者被害状況（船員労使団体等からの情報をもとに整理）

（5 月 20 日現在）

	死亡・行方不明		船舶の状況		社屋の状況		備　　考
	船員等	家族	全壊	部分損壊	全壊	部分損壊	
内 航 海 運	52 人 （342 人）	176 人	2 隻	13 隻	7 社	18 社 （84 社）	（　）内は岩手、宮城、福島、千葉に所在する船舶所有者数及び船員数である
旅　客　船	1 人	（不明）	28 隻	20 隻	15 社	7 社 （30 社）	船員以外で 5 人の死亡・行方不明の被害が出ている （　）内は東北旅客船協会加盟事業者数である 【別添１国土交通省資料参照】
外 航 海 運	－	－	－	11 隻	－	－	船員保険関係の直接的被害はなし 船主協会会員（外航）のうち、船舶被害があったのは 7 社 11 隻
漁　　業	（不明） ※人的被害については現時点では不明		20,723 隻 ※漁船（漁船保険加入）については、岩手、宮城両県の漁船(20,239 隻)は壊滅的被害、福島県の漁船（1,068 隻）は約 82%が被災 【別添２水産庁資料参照】		（不明）		左記の被災船舶数には船員保険の対象とならない５トン未満の船舶等も含まれている

２．被災地域の加入者数及び船舶所有者数（船員保険システム情報をもとに整理（平成 23 年 3 月時点））【別添３参照】

（１）東北 6 県及び茨城県・千葉県の加入者数及び船舶所有者数

〇加入者　27,361 人（被保険者 12,212 人、被扶養者 15,149 人）

※加入者全体（約 13 万 7 千人）の約 20%

※災害救助法適用地域内の加入者は 20,716 人（全体の約 15%）

〇船舶所有者数　719

※船舶所有者全体（約 6 千）の約 12%

※災害救助法適用地域内の船舶所有者数は 411（全体の約 7%）

（２）上記（１）のうち岩手、宮城及び福島 3 県の加入者数及び船舶所有者数

〇加入者　16,424 人（被保険者 7,158 人、被扶養者 9,266 人）

※加入者全体の約 12%

〇船舶所有者数　302

※船舶所有者全体の約 5%

※上記 3 県の加入者及び船舶所有者のほとんどは、津波被害が甚大だった沿岸部の市町村に所在

３．特別法成立までの船員保険での対応状況【別添４参照】

①保険証なしでの受診

・氏名、生年月日、船舶所有者名を申し出ることで医療機関を受診することが可能

②保険証の再交付

・船舶所有者が被災している場合等、船舶所有者を経由して手続きを行うことが困難な場合には、被保険者（又は家族）からの申請により保険証の再交付を実施（平成 23 年 5 月 13 日現在　583 件再交付済）

③受診時の一部負担金の支払猶予

・住宅の全半壊、主たる生計維持者の死亡又は行方不明、原子力発電所の事故による避難又は待避を申し立てた場合などは、医療機関に一部負担金等を支払わずに受診することが可能（当面６月末日まで）

④疾病任意継続被保険者の保険料納付猶予

・被災地域に住所を有する疾病任意継続被保険者の保険料について納付を猶予（当面５月末日まで）

（納付対象者　約 1,000 名、納付済者【平成 23 年 5 月 2 日現在】　約 900 名）

⑤傷病手当金の申請の弾力化

・地震発生前から傷病手当金を受給されていた方について、船舶所有者や療養担当者が被災したことにより証明等を受けられない場合は証明等を不要

⑥社会保険料の納期限の延長

・日本年金機構において、被災地域に住所を有する船舶所有者の社会保険料（船員保険料を含む）の納期限を延長

⑦「船員保険被災者専用フリーコール」を設置

・被災された加入者等からの相談体制を整備（４月２５日から運用　平成 23 年 5 月 23 日現在　相談件数 81 件）

（備　考）

上記①、③、⑥については、特別法の成立等に伴い、取扱いが変更となります。

別添１

国土交通省作成「災害情報（58報）」より抜粋

○海事関係(5月2日10:00現在)

２)運航状況等

・現在、入手している情報は以下のとおり。(1航路(1事業者)が運休)

事業者名	航路名	運航状況	被害状況
離島航路			
大島汽船(株)	浦ノ浜～気仙沼	＜旅客船＞ 3月30日より、傭船船舶「はやぶさ」により、大島(浦ノ浜港)～気仙沼間を1日8往復で運航再開。 4月6日より1日9往復で運航。4月27日より、1日5往復で運航。 5月1日より、「はやぶさ」に代え、傭船船舶「しまなぎ」により1日5往復で運航。 ＜フェリー＞ 4月27日より、傭船船舶「ドリームのうみ」により、1日8往復で運航再開	所有船7隻中、2隻沈没、5隻は陸上に乗り上げ。人的被害無し。
網地島ライン(株)	石巻～長渡	3月24日より、石巻(工業港)～田代島(仁斗田港)～網地島(網地港)間を1日1往復で運航再開 4月16日より、1日2往復で運航	船舶被害無し。人的被害無し。社屋損壊。
塩竈市	塩竈～朴島	3月26日より、塩竈港～桂島(石浜港)間を1日2往復で運航再開 4月13日より、塩竈港～桂島(桂島港)～野々島(野々島港)～桂島(石浜港)～寒風沢島(寒風沢港)への寄港地拡大し、1日4往復で運航	船舶被害無し。人的被害無し。
シーパル女川汽船(株)	女川～江島	運航再開は見込まれない (島民は本土避難中)	船舶被害無し。陸員・船員に行方不明者あり。社屋全壊。
主な中長距離フェリー			
川崎近海汽船(株)	八戸～苫小牧	青森～苫小牧間で運航	船舶被害無し、八戸港岸壁損傷
商船三井フェリー(株)	大洗～苫小牧	東京～苫小牧間で運航	船舶被害無し、大洗港岸壁損傷
太平洋フェリー(株)	名古屋～仙台～苫小牧	3月25日より、苫小牧～仙台航路で限定再開 4月10日より、名古屋～仙台～苫小牧航路(名古屋発のみ仙台寄港)で限定再開	船舶被害無し、仙台港岸壁・ターミナル損傷

別添２

（別添１）

平成２３年５月１７日（火）１７：００現在

水　産　庁

平成２３年(2011)東北地方太平洋沖地震の被害状況

東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、北海道から千葉県にかけて大きな被害が発生。被害は震源地に近い岩手県、宮城県、福島県で大きく、ほぼ全域にわたり壊滅的な状況。

（５月１７日17：00現在）

区　分	主 な 被 害	被害数	被害額（億円）	主な被害地域
水産関係	・漁船	20,723隻	1,384	岩手県、宮城県、福島県においては壊滅的な影響の模様。これらに加え、北海道、青森県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県から被害報告。（さらに、新潟県、富山県、石川県、鳥取県の漁船が被災地で係留中に被害。）
	・漁港施設	319漁港	6,442	
	・養殖施設		455	
	・養殖物		545	
	・市場・加工施設等共同利用施設		126	
合　計			8,952	

注：被害数及び被害額は、現時点において各県から報告のあったもの。

注：市場・加工施設等共同利用施設の被害額は、現時点の共同利用施設全体の被害額であり、この一部である市場・荷さばき所の被害額（４頁）とは一致しない。

○漁船の被害状況

現時点において、各県から報告のあった被害は以下のとおり。

	漁船保険加入隻数(隻)	被災漁船数(隻) (県からの報告)	被害報告額
北海道(根釧、日振勝、道南)	16,293	789(5t以下 658、5t超 131)	9,808百万円
青森県	6,990	617(5t以下 525、5t超 92)	11,274百万円
岩手県	10,522	壊滅的被害 (5市町村からの報告では現在のところ 5,726)	11,438百万円
宮城県	9,717	壊滅的被害 〔宮城県の報告では、登録漁船数13,570のうち12,011が被災(5t以下 11,425、5t超 586)〕	105,248百万円
福島県	1,068	873(5t以下 712、5t超 161)	調査中
茨城県	1,215	249(5t以下 232、5t超 17)	調査中
千葉県	5,640	335	488百万円
東京都	897	3(5t以下 1、5t超 2)	調査中
新潟県	3,342	5(5t以下 4、5t超 1)	調査中
富山県	1,038	8(被災地で係留中に被害) (5t超 8)	調査中
石川県	3,500	1(被災地で係留中に被害) (5t超 1)	調査中
静岡県	5,473	10	調査中
愛知県	4,991	8(5t以下 8)	調査中
三重県	7,536	26(5t以下 26)	20百万円
和歌山県	3,855	6(5t以下 3、5t超 3)	2百万円
鳥取県	1,219	2(被災地で係留中に被害) (5t超 2)	調査中
徳島県	3,551	4(5t以下 4)	1.85百万円
高知県	4,088	25(5t以下 23、5t超 2)	14百万円
大分県	5,258	2(5t超 2)	65百万円
宮崎県	2,442	20(5t以下 16、5t超 4)	29百万円
鹿児島県	7,404	3(5t以下 3)	5百万円
計		20,723	138,393百万円

注:漁船保険加入隻数(登録漁船数の内数であり、実働動力漁船を最もよく反映した数字)

○漁港施設の被害状況

現時点において、各県から報告のあった被害は以下のとおり。

	全漁港数	被災漁港数	被害報告額
北海道	282	12漁港	1,219百万円
青森県	92	18漁港	3,979百万円
岩手県	111	ほぼ全漁港で壊滅的な被害 （これまで108漁港の被害を確認）	103,102百万円
宮城県	142	全142漁港で壊滅的な被害	410,275百万円
福島県	10	全10漁港で壊滅的な被害	80,973百万円
茨城県	24	16漁港	42,464百万円
千葉県	69	13漁港	2,204百万円
計	730	319漁港	644,216百万円

○養殖施設の被災状況

現時点において、各県から報告のあった被害は以下のとおり。

県　名	被害を受けた養殖種類	施設被害報告額	養殖物被害額
北海道	・ﾎﾀﾃ、ｶｷ、ｳﾆ、ｺﾝﾌﾞ、ﾜｶﾒ等	9,502百万円	6,327百万円
青森県	・ｺﾝﾌﾞ、ﾎﾀﾃ	38百万円	5百万円
岩手県	・ﾎﾀﾃ、ｶｷ、ｺﾝﾌﾞ、ﾜｶﾒ等	13,200百万円	11,000百万円
宮城県	・ｷﾞﾝｻﾞｹ、ﾎﾀﾃ、ｶｷ、ﾎﾔ、ｺﾝﾌﾞ、ﾜｶﾒ、ﾉﾘ類等	18,680百万円	33,189百万円
福島県	・ﾉﾘ類	調査中	調査中
茨城県	・調査中	調査中	調査中
千葉県	・ﾉﾘ類	調査中	調査中

神奈川県	・ﾜｶﾒ等	12百万円	21百万円
三重県	・ﾏﾀﾞｲ、ｸﾛﾏｸﾞﾛ、ｶｷ、ﾉﾘ類、 真珠等	施設・養殖物被害額の合計 3,720百万円	
和歌山県	・ﾏﾀﾞｲ、ｸﾛﾏｸﾞﾛ等	82百万円	834百万円
徳島県	・ｶﾝﾊﾟﾁ、ﾊﾏﾁ、ｼﾏｱｼﾞ、ﾜｶﾒ等	17百万円	502百万円
高知県	・ｶﾝﾊﾟﾁ、ﾏﾀﾞｲ、ﾉﾘ類等	203百万円	2,377百万円
大分県	・ﾏﾀﾞｲ、ﾊﾏﾁ、ｼﾏｱｼﾞ、ﾋﾗﾒ	85百万円	175百万円
宮崎県	・ﾊﾏﾁ、ｱｼﾞ、ｵｵﾆﾍﾞ等	0.28百万円	6百万円
沖縄県	・ﾓｽﾞｸ	4百万円	30百万円
計		45,543百万円	54,466百万円

注：他の記載のない県は現在情報収集中。

○市場・荷さばき所被害状況

現時点において、各県等から報告のあった被害は以下のとおり。

（７道県の太平洋側）

	全市場数	被災状況 （県等からの報告）	被害額
北海道 （根釧、日振勝、道南）	５２	被災１５ヶ所程度 （浸水、設備破損等）	274百万円
青森県	７	被災２～３ヶ所 （浸水、設備破損等）	21百万円
岩手県	１３	すべて被災 大半は壊滅的被害。宮古・久慈・大船渡は建屋等が残存。	調査中
宮城県	１０	すべて被災 壊滅的被害（全壊、浸水、設備破損等）。	調査中
福島県	１２	すべて被災 半壊４、建屋・機器の流出５、原発避難地区２	調査中
茨城県	９	大半が被災 全壊２、水没１、浸水３など	1,914百万円
千葉県	２	一部で被害	615百万円
計	１０５	計	2,823百万円

○水産加工施設被害状況

加工施設についても、特に岩手県、宮城県で大きい。中小企業が多く被害状況の把握が遅れており、詳細は調査中。

（７道県の太平洋側）

	加工場数 （漁業センサス）	主な被災状況
北海道	５７０	一部地域で被害 半壊４、浸水２７
青森県	１１９	八戸地区で被害 全壊４、半壊１４、浸水３９
岩手県	１７８	大半が施設流出・損壊 全壊５９、半壊６
宮城県	４３９	半数以上が壊滅的被害 全壊３２３、半壊１７、浸水３８
福島県	１３５	詳細不明
茨城県	２４７	一部地域で被害 全壊３２、半壊３３、浸水１２
千葉県	４２０	一部地域で被害 全壊６、半壊１３、浸水１２
計	２，１０８	全壊４２４、半壊８７、浸水１２８

※　被害数は水産加工団体からの聞き取り。

○その他施設

給油施設、水産物鮮度保持施設、漁業用保管施設、さけふ化場等の施設に甚大な被害があるが、詳細は調査中。

別添3

自治体毎の被保険者数等（疾病任意継続被保険者を含む。）

	船舶所有数	加入者数（加入者住所地）			
		本人	家族	合計	
青森県	**180**	**1,941**	**2,311**	**4,252**	
八戸市	57	1,160	1,366	2,526	
その他地域	123	781	945	1,726	
岩手県	**33**	**1,887**	**2,424**	**4,311**	
宮古市	10	408	501	909	
釜石市	10	64	82	146	
大船渡市	4	90	107	197	
久慈市	2	357	526	883	
山田町	2	133	198	331	
大槌町	2	208	259	467	
盛岡市	1	26	36	62	
陸前高田市	1	186	239	425	
田野畑村	1	18	19	37	
その他地域	0	397	457	854	
宮城県	**175**	**4,582**	**6,038**	**10,620**	
石巻市	74	1,864	2,413	4,277	
気仙沼市	41	1,541	2,079	3,620	
塩竈市	20	100	137	237	
亘理町	11	15	32	47	
女川町	10	150	126	276	
仙台市	5	130	141	271	
南三陸町	5	326	507	833	
名取市	3	11	16	27	
東松島市	2	260	376	636	
多賀城市	2	47	46	93	
松島町	1	9	6	15	
七ヶ浜町	1	52	68	120	
その他地域	0	77	91	168	
秋田県	**42**	**325**	**386**	**711**	
山形県	**43**	**316**	**369**	**685**	
福島県	**94**	**689**	**804**	**1,493**	
いわき市	61	464	497	961	
相馬市	30	164	254	418	
南相馬市	1	6	4	10	
富岡町	1	4	2	6	
新地町	1	3	5	8	
その他地域	0	48	42	90	
茨城県	**46**	**604**	**687**	**1,291**	
災害救助法適用地域合計	**46**	**589**	**667**	**1,256**	
水戸市	1	25	14	39	
日立市	9	29	29	58	
北茨城市	15	78	83	161	
ひたちなか市	10	111	111	222	
神栖市	10	257	333	590	
東茨城郡大洗町	1	10	6	16	
上記以外の災害救助法適用地域	0	79	91	170	
その他地域	0	15	20	35	
千葉県	**106**	**1,868**	**2,130**	**3,998**	
災害救助法適用地域合計	**6**	**243**	**267**	**510**	
旭市	4	127	168	295	
香取市	0	1	0	1	
山武市	0	13	11	24	
山武郡九十九里町	2	49	24	73	
上記以外の災害救助法適用地域	0	53	64	117	
その他地域	100	1,625	1,863	3,488	
上記8県の合計	**719**	**12,212**	**15,149**	**27,361**	※
うち災害救助法適用地域居住者	**411**	**9,150**	**11,566**	**20,716**	※
新潟県	**59**	**577**	**739**	**1,316**	
災害救助法適用地域合計	**4**	**141**	**179**	**320**	
十日町市	4	127	168	295	
上越市	0	1	0	1	
中魚沼郡津南町	0	13	11	24	
その他地域	55	436	560	996	
長野県	**0**	**0**	**0**	**0**	
上記10県の合計	**778**	**12,789**	**15,888**	**28,677**	※
うち災害救助法適用地域居住者	**415**	**9,291**	**11,745**	**21,036**	※
全国総計	**6,009**	**60,207**	**76,437**	**136,644**	

1．船員保険システムに登録されている住所地の郵便番号により振り分けを行ったもの。
2．全被保険者を対象に調査したが、住所が登録されていない者（225人）は除外している。

船員保険の加入者、船舶所有者の皆さまへ

別添４

東日本大震災で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの東日本大震災を受け、船員保険では、次のような対応を行っております。詳しくは、全国健康保険協会船員保険部にお問い合わせください。

お問い合わせは、「船員保険被災者専用フリーコール」へ

０１２０－９５３－５９６（通話料無料）

期　　間　：　平成２３年４月２５日～平成２３年９月３０日

受付時間　：　月曜日～金曜日（祝日を除く）　午前９時～午後５時４５分まで

※　被災を受けた加入者の方、船舶所有者の方専用となっていますので、一般的なご相談は０５７０－３００－８００又は０３－６８６２－３０６０にお願いいたします。

１．保険証がなくても病院で診てもらえます。

医療機関等を受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」「生年月日」「船舶所有者名」を申し出て頂ければ、保険証を提示しなくても受診いただけます。

２．保険証をなくされた場合は再交付します。

◆船舶所有者に使用されている方の再交付

船舶所有者に使用されている方は、通常、船舶所有者を経由し保険証の再交付を申請いただきますが、この度の地震による災害で、船舶所有者を経由し申請することが困難な場合には、ご本人様から直接申請※してください。ご本人様へ交付いたします。この場合、「船員保険被保険者証再交付申請書」の船舶所有者印は必要ありません。

なお、ご自宅以外への郵送をご希望される場合には、送付先を申請書の余白部分に明記してください。

※　被保険者の方が不在の場合は、ご家族が代わりにご記入ください。

◆疾病任意継続被保険者に加入されている方の再交付

ご本人様から直接申請していただき、ご本人様に交付いたします。

３．受診時に一部負担金を支払う必要はありません。

(1) 対象となる方

対象となる方は、次のイ及びロのいずれにも該当する方です。

イ　別表の地域にお住まいの方（地震の発生以降、別表の地域から他の市町村に移転した方を含みます。）

ロ　イの地域にお住まいの方で東日本大震災により、次のいずれかの申し立てをされた方。

①　住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした状態の方

②　主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方

③　主たる生計維持者の行方が不明である方

④　原子力発電所の事故による政府の避難指示・屋内退避指示の対象の方

⑤　原子力発電所の事故による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象の方

（別表）

都道府県	市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

全国健康保険協会　船員保険部

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

⑵ 当面、5月末日までに医療機関等で受診された場合については、受診時に医療機関等の窓口で一部負担金等※をお支払い頂く必要はありません。

ただし、⑴ の対象となる方のうち、ロ③の場合は5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限られます。

※対象となる一部負担金

・一部負担金、食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費にかかる自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額

4．疾病任意継続被保険者の保険料のお支払期限を延長します。

今回の震災の影響を受けられた方につきましては、保険料のお支払期限を一定期間延長させて頂きます。

◆対象地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県にお住まいの方※

◆お支払期限の延長

当面、平成23年5月末日まで延長いたします※。

※　対象地域及びお支払期限の延長期間につきましては、今後、被災の状況等を踏まえて見直すこととしています。

◆延長の申し出

お支払期限の延長を希望される場合は、全国健康保険協会船員保険部へ電話連絡をしていただくか、「船員保険疾病任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書」をご提出ください。

※お支払期限の延長後、船員保険部よりご本人様へ連絡する場合があります。申出書に記載される住所以外に連絡先がございましたら、申出書裏面にその連絡先（住所・電話番号）をご記入いただきますようお願いいたします。

5．船員保険傷病手当金の申請について

地震発生前から船員保険傷病手当金を受給されている方が引き続き申請するとき、船舶所有者や療養担当者（医療機関）の証明が困難な場合は、当面、平成 23 年 5 月末日までの間は証明がなくても申請いただけます。

※　初回の申請の場合は、全国健康保険協会船員保険部にご相談ください。

◆船舶所有者証明

船舶所有者が被災され証明が受けられない場合には、船舶所有者の証明がなくても申請することができます。

◆療養担当者の証明

被災された方が療養の給付を受けていた医療機関等が倒壊した等の理由から、療養担当者の意見が受けられない場合には、療養担当者の意見の記載がなくても申請することができます。

なお、ご申請の際には、証明等が受けられない旨の申し立て書を添付していただくか、証明書欄等にその旨をご記入ください。

6．社会保険料の納期限の延長について

日本年金機構におきまして、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の地域にある船舶所有者の社会保険料（厚生年金保険及び船員保険の保険料及び子どもの手当に係る拠出金）の納期限（平成 23 年 3 月 11 日以降に納期限が到来するもの）が延長されることになりました。

※　詳しくは日本年金機構年金事務所にお問い合わせください（http://www.nenkin.go.jp/）。

※　対象地域につきましては、今後、被災の状況等を踏まえ見直していくこととされています。

お問い合わせ先

「船員保険被災者専用フリーコール」　０１２０－９５３－５９６

全国健康保険協会　船員保険部

〒102－8016 東京都千代田区富士見 2-7-2　ステージビルディング 14 階
TEL.0570-300-800，03-6862-3060（IP 電話・PHS ご利用の方）